

昭和二十二年法律第七十号

宮内庁法

第一条 内閣府に、内閣総理大臣の管理に属する機関として、宮内庁を置く。

2 宮内庁は、皇室関係の国家事務及び政令で定める天皇の国事に關する行為に係る事務をつかさどり、御璽國璽を保管する。

第二条 宮内庁の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 皇室制度の調査に關すること。
- 二 行幸啓に關すること。
- 三 賜与及び受納に關すること。
- 四 皇室會議及び皇室經濟會議に關すること。
- 五 御璽國璽を保管すること。
- 六 側近に關すること。
- 七 皇族に關すること。
- 八 儀式に關すること。
- 九 交際に關すること。
- 十 雅樂に關すること。
- 十一 皇統譜の調製、登録及び保管に關すること。
- 十二 陵墓に關すること。
- 十三 圖書及び記録の保管、出納、複製及び編集に關すること。
- 十四 皇室用財産を管理すること。
- 十五 供進及び調理に關すること。
- 十六 皇室の車馬に關すること。
- 十七 皇室の衛生に關すること。
- 十八 正倉院宝库及び正倉院宝物に關すること。
- 十九 御料牧場に關すること。
- 二十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づき命令を含む。）に基づき、宮内庁に属させられた事務

第三条 宮内庁に、その所掌事務を遂行するため、長官官房並びに侍從職、東宮職及び式部職（以下「侍從職等」という。）を置くほか、政令の定めるところにより、必要な部を置くことができる。

2 長官官房及び部の所掌事務の範囲は、政令で定める。

3 長官官房、侍從職等及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

第四条 侍從職においては、左の事務をつかさどる。

- 一 御璽國璽を保管すること。
- 二 側近に關すること。
- 三 内廷にある皇族に關すること。

第五条 削除

第六条 東宮職においては、皇太子に關する事務をつかさどる。

第七条 式部職においては、左の事務をつかさどる。

- 一 儀式に關すること。
- 二 交際に關すること。
- 三 雅樂に關すること。

第八条 宮内庁の長は、宮内庁長官とする。

2 宮内庁長官（以下「長官」という。）の任免は、天皇が認証する。

3 長官は、宮内庁の事務を統括し、職員に對して統督する。

4 長官は、宮内庁の所掌事務について、内閣総理大臣に對し、案をそなえて、内閣府令を發することを求めることができる。

5 長官は、宮内庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を發することができる。

6 長官は、宮内庁の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に對し、訓令又は通達を發することができる。

7 長官は、宮内庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、皇宮警察の事務につき、警察庁長官に對して所要の措置を求めることができる。

第九条 宮内庁に、宮内庁次長一人を置く。

2 宮内庁次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部局の事務を監督する。

3 宮内庁には、特に必要がある場合において、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4 宮内庁に、宮内庁長官秘書官を置く。

5 宮内庁長官秘書官の定数は、政令で定める。

6 宮内庁長官秘書官は、長官の命を受け、機密の事務をつかさどる。

第十条 侍從職に、侍從長及び侍從次長一人を置く。

2 侍從長の任免は、天皇が認証する。

3 侍從長は、側近に奉仕し、命を受け、侍從職の事務を掌理する。

4 侍從次長は、命を受け、侍從長を助け、侍從職の事務を整理する。

第十一条 削除

第十二条 東宮職に、東宮大夫を置く。

2 東宮大夫は、命を受け、東宮職の事務を掌理する。

第十三条 式部職に、式部官長を置く。

2 式部官長は、命を受け、式部職の事務を掌理する。

第十四条 宮内庁には、特に必要がある場合においては、長官官房、侍從職等及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

2 宮内庁には、特に必要がある場合においては、前項の職をつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

第十五条 部、課及び室長を置く。

2 長官官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

3 部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4 長官官房、侍從職等又は部には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

第十六条 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に關する調査審議その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第十七条 宮内庁に、地方支分部局として京都事務所を置く。

2 京都事務所は、内閣府令の定めるところにより、宮内庁の所掌事務の一部を分掌する。

3 京都事務所は、内部組織は、内閣府令で定める。

第十八条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内

庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 内閣府設置法第七條第四項の規定は、前項について準用する。

附則

第一条 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

第二条 宮内庁は、第二條各号に掲げる事務のほか、上皇に關する事務をつかさどる。この場合において、内閣府設置法第四條第三項第五十七号の規定の適用については、同号中「第一条」とあるのは、「第二条及び附則第二条第一項前段」とする。

2 第三條第一項の規定にかかわらず、宮内庁に、前項前段の所掌事務を遂行するため、上皇職を置く。

3 上皇職に、上皇侍從長及び上皇侍從次長一人を置く。

4 上皇侍從長の任免は、天皇が認証する。

5 上皇侍從長は、上皇の側近に奉仕し、命を受け、上皇職の事務を掌理する。

6 上皇侍從次長は、命を受け、上皇侍從長を助け、上皇職の事務を整理する。

7 第三條第三項及び第十五條第四項の規定は、上皇職について準用する。

8 上皇侍從長及び上皇侍從次長は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する特別職とする。この場合において、特別職の職員に對して法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）以下この項及び次條第六項において「特別職給与方法」という。及び行政機關の職員に對して法律（昭和四十四年法律第三十三号）以下この項及び次條第六項において「定員法」という。）の規定の適用については、特別職給与方法第一條第四十二号中「侍從長」とあるのは「侍從長、上皇侍從長」と、同條第七十三号中「の者」とあるのは「の者及び上皇侍從次長」と、特別職給与方法表第一中「式部官長」とあるのは「上皇侍從長及び式部官長」と、定員法第一條第二項第二号中「侍從長」とあるのは「侍從長、上皇侍從長」と、「及び侍從次長」とあるのは「侍從長、上皇侍從長及び上皇侍從次長」とする。

第三条 第三條第一項の規定にかかわらず、宮内庁に、天皇の退位等に關する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）第二条の規定

